

Ⅲ 健全化判断比率および資金不足比率の概要

1 健全化判断比率および資金不足比率の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

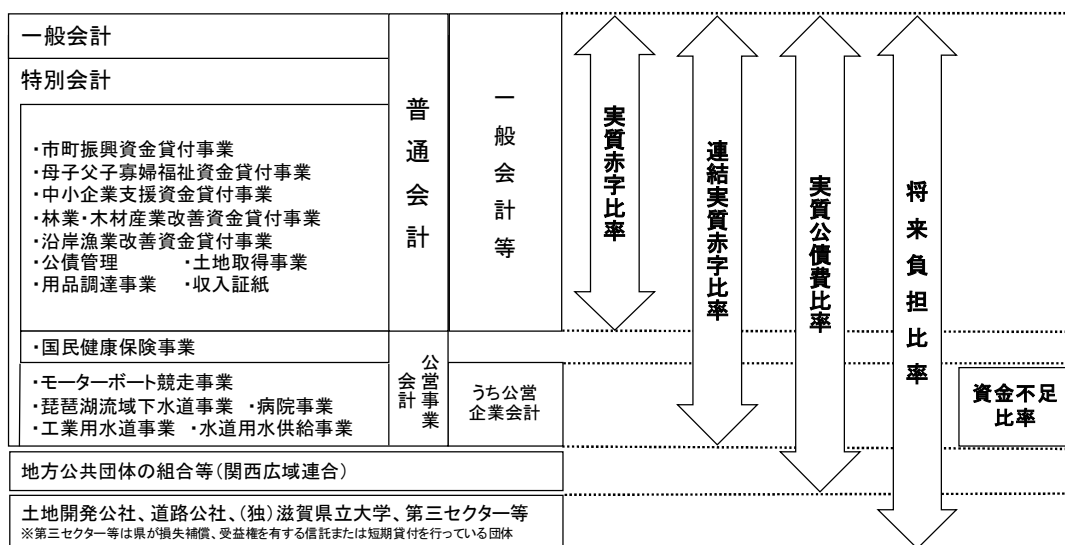
地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成 19 年 6 月に公布され、平成 20 年 4 月から施行されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率（健全化判断比率・資金不足比率）の公表の制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化および財政の再生ならびに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、策定された計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化を図ることを目的としています。

健全化判断比率および資金不足比率の算定結果については、監査委員の審査に付した上で県議会に報告し、公表することとされており、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「財政健全化計画」を、また、再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた 3 つの指標）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生計画」を定めることとされています。

また、公営企業についても、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、「経営健全化計画」を定めることとされています。

健全化判断比率および資金不足比率の対象範囲



令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率

	R5比率	R4比率	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準
(1) 実質赤字比率	—	—	3.75%	5%
(2) 連結実質赤字比率	—	—	8.75%	15%
(3) 実質公債費比率	11.3%	10.9%	25%	35%
(4) 将来負担比率	183.3%	185.8%	400%	
(5) 資金不足比率			(参考) 経営健全化基準	
モーターボート競走事業	—	—	20%	
琵琶湖流域下水道事業	—	—		
病院事業	—	—		
工業用水道事業	—	—		
水道用水供給事業	—	—		

(注) 実質赤字比率および連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と表記しています。
また、資金不足比率も、資金不足額がないため、同様に「—」と表記しています。

(1) 実質赤字比率

→『一般会計等の実質赤字額』の標準財政規模に対する比率

一般会計等の実質赤字額	△1,091		
標準財政規模	352,918	=	—

※実質収支額が黒字のため、実質赤字額は負の値となる。

(2) 連結実質赤字比率

→『全会計の実質赤字額（または資金不足額）』の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字額	△31,780		
標準財政規模	352,918	=	—

※連結実質赤字額は、一般会計等、国民健康保険事業、モーターボート競走事業、琵琶湖流域下水道事業、病院事業、工業用水道事業、水道用水供給事業の実質収支額または資金不足額を基に算定している。

※連結実質収支額が黒字のため、連結実質赤字額は負の値となる。

(3) 実質公債費比率

→『一般会計等の元利償還金』および『公営企業債の償還に係る一般会計からの繰出金等（準元利償還金）』の標準財政規模に対する比率（令和3年度～令和5年度の3カ年平均）

実質公債費A（地方債元利償還金＋準元利償還金）	—	Aに係る普通交付税算入額	= 11.3%
標準財政規模	—	Aに係る普通交付税算入額	

	5年度決算	4年度決算	3年度決算	
実 質 公 債 費	34,961	35,114	32,520	
標 準 財 政 規 模	304,870	297,929	304,019	(3カ年平均)
実質公債費比率（単年度）	11.47%	11.79%	10.70%	→ 11.3%

※実質公債費および標準財政規模は、普通交付税算入額控除後の額である。

※令和3年度実質公債費比率（令和元年度～令和3年度の3カ年平均）は10.4%、令和4年度実質公債費比率（令和2年度～令和4年度の3カ年平均）は10.9%である。

(4) 将来負担比率

→『公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債』の標準財政規模に対する比率

将来負担額A	1,280,377	—	充当可能財源等B	721,402		
標準財政規模	352,918	—	元利償還金に係る普通交付税算入額	48,049	=	183.3%

説 明**標準財政規模とは**

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を表すもので、標準税収入額等に普通交付税および臨時財政対策債の発行可能額を加算した額をいいます。

[単位：百万円]

将来負担額 A

	将来負担額	構成比	備 考
①地 方 債 現 在 高	1,081,265	84.4%	一般会計等の令和5年度末残高
臨時財政対策債	415,022	32.4%	
②債務負担行為に基づく支出予定額	52,543	4.1%	地方財政法第5条経費に係る分を算入
③公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額	31,835	2.5%	公営企業債の償還に係る一般会計からの繰入見込額
④地方公共団体の組合等（関西広域連合）に係る負担見込額	0	0.0%	関西広域連合に係る地方債の償還および連結実質赤字額に対する負担見込額
⑤退 職 手 当 負 担 見 込 額	113,417	8.9%	対象職員全員が、年度末に自己都合により退職した場合の額を算入
⑥設立法人の負債額等負担見込額	1,317	0.1%	
道 路 公 社	—	—	借入金残高および将来収支不足額が道路事業損失補てん引当金を上回る場合に算入
土 地 開 発 公 社	—	—	県以外からの借入金の実質的な資産の額を上回る場合に算入
滋賀県立大学（地方独立行政法人）	—	—	繰越欠損金がある場合に算入
第 三 セ ク タ ー 等	1,317	0.1%	
滋 賀 食 肉 公 社	1,281	0.1%	1,423百万円× 90%
滋 賀 食 肉 市 場	36	0.0%	120百万円× 30%
そ の 他	—	—	滋賀県信用保証協会に係る損失補償
合 計	1,280,377	100.0%	

※第三セクター等の備考欄の記述のうち、滋賀食肉公社は「県の損失補償付債務残高×県の将来負担見込率」を、滋賀食肉市場は「特定短期貸付金（いわゆるオーバーナイト）等×県の将来負担見込率」を表す。

充当可能財源等 B

	充当可能額	備 考
①充 当 可 能 基 金 額	104,273	地方債の償還等に充当可能な基金の総額（33基金）
②充 当 可 能 特 定 財 源	4,040	地方債を財源とする貸付金の元利償還金、公営住宅使用料等
③普通交付税算入見込額	613,089	地方債現在高に係る今後の普通交付税算入見込額
合 計	721,402	

(5) 資金不足比率

→公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

（参考：資金剰余額）

$$(\text{法適用企業}) = \frac{\text{資金不足額（流動負債－流動資産）}}{\text{事業規模（営業収益－受託工事収益）}}$$

モーターボート	9,833
琵琶湖流域下水	2,360
病院	4,650
工業用水	4,755
水道用水	7,236